

## 平成19年度の介護保険料額をお知らせします

65歳以上の方の平成19年度介護保険料額が昨年の所得金額等によって決定しました。

個人ごとの介護保険料額は6月中旬に通知しますので、詳しくはお手元に届く通知書をご覧ください。

保健課  
☎89-3366

### ○65歳以上の方の保険料の決め方

保険料基準額（第4段階）とは…

保険料基準額（年額）＝  $\frac{\text{神石高原町の介護サービス費用に必要な費用のうち19\%}}{\text{神石高原町の65歳以上人口}}$

◇所得段階別の計算方法

保険料段階	対象者	年額保険料	月額保険料
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって世帯全員が住民税非課税の方	24,960円	2,080円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,960円	2,080円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税の方で第2段階に該当しない方	37,440円	3,120円
第4段階 (基準額)	本人は住民税非課税の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	49,920円	4,160円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	62,400円	5,200円
第6段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	74,880円	6,240円

### ○65歳以上の方の保険料の納め方

納付方法は原則2種類に分かれています

	特別徴収（年金天引）	普通徴収（納付書）
老齢（退職）年金年額	18万円以上（月額15,000円以上）	18万円未満（月額15,000円未満）
納付方法	年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。	送付される納付書にもとづいて、介護保険料を神石高原町に個別に納めます。
備 考	平成18年度より、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となりました。	納め忘れのない口座振替が便利で確実です。

保険料は原則として年金から納めていただいておりますが、年度の途中で65歳になったときなどは普通徴収となります。また、特別徴収（年金天引）は個人によって開始時期や金額が異なりますので、詳しくは保健課介護保険係にお問い合わせください。

○40歳から64歳の方の保険料額は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。

保健課  
☎89-3366

### 介護予防教室 開催のお知らせ

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすために、介護予防や健康づくりについて学んでみませんか。毎日自宅で簡単にできる体操の紹介もいたしますので、お気軽にご参加ください。申込みは不要です。動きやすい服装でお越しください。

日時 七月十二日(木)

午後一時三十分～

午後三時三十分

場所 三和公民館(大集会室)

内容 介護予防のお話と介護

予防ラジオ体操(実技)

講師 広島県介護予防

研修相談センター

所長 芳谷 伸二氏



福祉課  
☎89-3335

### 保育所の 園庭開放について

保育所の園庭で遊びませんか？保育所の園庭を月に一回開放しています。

子どもも大人も気軽に遊んだり、お話ししたりしましょう。滑り台やぶらんこ、砂場で自由に遊んでください。  
※雨天の時は中止です。

油木保育所

毎月第3月曜日

いすみ保育所

毎月第3火曜日

とよまつ保育所

毎月第3金曜日

こぼたけ保育所

毎月第4火曜日

くるみ保育所

毎月第2水曜日

※時間は午前10時から午

前十一時までです。

※開放日は広報カレン

ダーに掲載しています。

産業課  
☎89-3337

### 平成十八年度中山 間地域等直接支払 制度事業取り組み 状況について

農用地や水路・農道の保全等を目的とした事業である、中山間地域等直接支払制度の平成十八年度取り組み結果について公表します。

平成十八年度事業では、町内一〇八集落、三個別協定で事業に取り組んでいたいただきました。その結果、協定農用地面積は一、〇五五・二ha、交付金額は一億二、七九七万円となりました。  
また、本年度から新たに事業実施を希望される集落は、六月二十九日(金)までに関係書類を作成し、本庁産業課または支所産業建設課へ提出してください。

企画課  
☎89-3332

### 特定計量器(はかり) の定期検査の お知らせ

次の日程で定期検査を行います。

▼七月二日(月)  
十三時～十六時

豊松集落センター

▼七月三日(火)  
九時～十六時

神石高原町役場油木支所

▼七月四日(水)  
九時～十四時

神石山村開発センター

▼七月五日(木)  
九時～十二時

三和公民館

お問い合わせ先

社団法人広島県計量協会

☎〇八二一三五五―七三三八

☎〇八二一三五五―七五八八